

教育・保育提供区域について

2014年2月27日

町田市子ども生活部

教育・保育提供区域について

1. 国の考え方に基づく、教育・保育提供区域の定義

(1) 意義（子ども・子育て支援法第61条第2項）

●市が定める子ども・子育て支援事業計画では、「区域」ごとに、

ア	認定こども園・幼稚園・保育所
イ	地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育など）
ウ	地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業など13事業）

の「①必要量の見込み」、「②提供体制の確保の内容」及び「③その実施時期」を定めなければならないことになっている。

【定め方の例】

区域名：〇〇地区	1年目			2年目			実施時期として 5年間分を記載	5年目			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①必要量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人	}	300人	200人	200人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園	300人	200人	80人	300人	200人		150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人				30人			50人
②-①	0人	0人	-100人	0人	0人	-20人			0人	0人	0人

●市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。【基本指針（抜粋）】

教育・保育提供区域について

(つづき)

- 子ども・子育て支援法では、市町村が行う地域型保育の認可の際に行われる需給調整や、保育所、幼稚園、認定こども園の定員設定の判断基準となる。

(2) 区域数の多寡とこれに対する効果

区域数	効果
多い	区域あたりの範囲が狭くなる ⇒供給体制が整わない区域が多く発生し、当該区域の教育・保育の確保に対応を要するが、この場合、当該区域及び周辺区域の必要量の見込みが困難になる。 ⇒「区域内の適切な需給バランス」を基本とした計画が難しくなる。
少ない	区域あたりの範囲が広くなる ⇒あまりに距離が遠い場合、区域内での利用も困難な場合が発生する。 ⇒区域内には空きがあるのに、当該区域の利用を希望しない等、事業利用の斡旋が困難になる。

⇒ なるべくデメリットを少なくした調和のとれた区域案としたい。

教育・保育提供区域について

2. 町田市における教育・保育提供区域の考え方（例）

（1）町田市における主な区域分けの手法

ア 町田市全域	1 区域
イ 旧5カ町村	5 区域
ウ 地区協議会	11 区域
エ 中学校区	20 区域
オ 小学校区	42 区域
カ 都市計画	10 区域

町田市全域	旧5カ町村	地区協議会	中学校区	小学校区	都市計画
町田市全域を1つと考える	町村合併に伴う市制施行以前の町田町、南村、鶴川村、忠生村、塚村	市民と行政の協働による「まちづくり」を推進するに当たり区分けされた区域で町内会・自治会の地区連合会が基盤	通学区域を概ね4キロと捉え設置	通学区域を概ね2キロと捉え設置	都市空間の特徴を踏まえ、各地域の将来を見据えた区分

教育・保育提供区域について

(2) 「区域」を単位とすることの意義

ア 範囲（広さ）の妥協性

町田市子育て支援に関するニーズ調査においても、利用している事業の決め手となった理由で、「自宅からの距離が近い」、「通園バスがある」がひとつの目安となっている。

イ 子育て世代にとっての馴染みやすさ

幼稚園の選択に比べ、保育園の選択は、保護者の通勤事情等の状況が考慮される。また、幼稚園の選択では「小学校の学区」を意識することもある。

ウ コミュニティとしての永続性

義務教育である小・中学校は、近隣のほとんどの子どもと一緒に教育を受け共に育っていく。

成人しても仲間としてつき合っていく場合も多く、そのような場合、それが地域での繋がりを築いていくこととなる。